

令和3年第3回安城市議会臨時会

議案書

(令和3年5月11日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 3 5 号 議 案	工事請負契約の締結について（錦町小学校校舎増築 主体工事）【説明書参照】	1
第 3 6 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーン センターごみ焼却施設整備工事）	3
第 3 7 号 議 案	財産の取得について（安城市図書館の情報機器 類の更新）	5
報 告 第 3 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の 決定及び和解）	7
報 告 第 4 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害 賠償の額の決定及び和解）	9
同 意 第 3 号	監査委員の選任について【説明書参照】	1 1

第35号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 錦町小学校校舎増築主体工事
- 2 工事の場所 安城市錦町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 面積 1階 494.21平方メートル
2階 203.61平方メートル
3階 203.61平方メートル
計 901.43平方メートル
 - (3) 内容 普通教室 5
特別活動室 2
エレベーター トイレほか
- 4 契約金額 金212,300,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町1丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植村 真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第36号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市根崎町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 排ガス処理設備 燃焼ガス冷却設備 灰出し設備ほか |
| 4 契約金額 | 金564,300,000円 |
| 5 契約の相手方 | 名古屋市中区新栄二丁目1番9号
荏原環境プラント株式会社中部支店
支店長 山内 秀洋 |
| 6 契約の方法 | 随意 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第37号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 安城市図書館の情報機器類の更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 電子案内表示機器 電子新聞閲覧機器 映像システム機器 編集・録音スタジオ機材 その他情報機器類
 - (2) 数量 一式
- 3 契約金額 金48,392,559円
- 4 契約の相手方 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川博史
- 5 契約の方法 随意

一提案理由一

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月11日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金198,599円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和3年1月12日 午前11時40分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市榎前町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市道において、その先の道幅が狭いために通行することができなくなった公用車が、引き返すために後退していたところ、後退する途中における市道に隣接する相手方宅の塀に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 塀の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和3年4月15日専決

安城市長 神谷 学

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月11日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金 8,900 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和 2 年 1 0 月 2 5 日 午後 3 時 3 0 分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市安城町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の安城市昭林公民館のホールにおいて、相手方が電子オルガン運搬用の台車を移動させるために当該台車の片側を持ち上げたところ、車輪の付いた台座部分が脱落し、車輪が相手方の左足親指に当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左足親指の骨折 |
| 4 過失割合 | 安城市 1 0 0 パーセント 相手方 0 パーセント |

令和 3 年 4 月 1 6 日 専決

安城市長 神 谷 学

同意第3号

監査委員の選任について

令和3年5月10日をもって監査委員辻山秀文が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月11日提出

安城市長 神 谷 学

記

安城市東栄町

野 場 慶 徳

昭和 年 月 日生